

都大評発第4号

平成21年1月29日

都留市長 小林 義光 様

都留市公立大学法人評価委員会

委員長 大谷 哲夫

意見書

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項に基づく都留市公立大学法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第25条第1項及び第78条第1項の規定に基づき市長が定める公立大学法人都留文科大学の中期目標については、公立大学法人都留文科大学中期目標（案）のとおり定めることが適切である。